

いの町地域防災計画

地震対策編



令和7年3月
いの町防災会議

目 次

第 1 編 総 則	1
第 1 章 計画の趣旨	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 被害を最小化するために重点を置くべき事項	3
第 3 節 計画の効果的な推進	4
第 2 章 いの町の特性	5
第 1 節 高知県の地震特性	5
第 2 節 高知県の地震災害	7
第 3 節 いの町周辺で今後発生可能性のある地震	8
第 4 節 南海トラフ地震の特徴	9
第 5 節 被害想定結果の概要	10
第 6 節 南海トラフ地震臨時情報	15
第 3 章 防災関係機関	20
第 1 節 趣旨	20
第 2 節 防災関係機関の責務	20
第 3 節 公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者の責務	21
第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	22
第 4 章 町民及び事業者の責務	29
第 1 節 趣旨	29
第 2 節 町民	29
第 3 節 事業者	29
第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	30
第 1 節 趣旨	30
第 2 節 整備計画	30
第 2 編 地震予防計画	31
第 1 章 地震に強いまちづくり	31
第 1 節 基本的な考え方	31
第 2 節 地震に強いまちづくり	31
第 3 節 防災知識を深めるための取り組み	32
第 4 節 実践的な防災訓練の実施	33

第5節	自主的な防災活動への支援	34
第6節	自発的な支援への環境整備	34
第7節	情報の収集・伝達体制	34

第2章 予防対策の推進35

第1節	基本的な考え方	35
第2節	火災予防対策.....	35
第3節	危険物等災害予防対策	36
第4節	建築物等災害予防対策	37
第5節	地盤災害等予防対策	38
第6節	公共土木施設等の災害予防対策	39
第7節	緊急輸送活動対策.....	41
第8節	避難対策	42
第9節	防災活動体制の整備	44
第10節	地域への救援対策	45
第11節	要配慮者への対策等	46
第12節	各種データの整備保存.....	46

第3編 地震応急対策計画（応急対策、動員計画）47

第1章 災害時応急活動47

第1節	趣旨	47
第2節	活動体制の確立	48
第3節	情報の収集・伝達.....	51
第4節	通信連絡	55
第5節	応援要請	55
第6節	広報活動.....	56
第7節	避難活動等	56
第8節	災害拡大防止活動.....	59
第9節	緊急輸送活動.....	60
第10節	交通確保対策	60
第11節	社会秩序維持活動	60
第12節	地域への救援活動	61
第13節	関係者との連携協力の確保.....	62
第14節	ライフライン等施設の応急対策.....	63
第15節	教育対策	63
第16節	労務の提供.....	63
第17節	要配慮者対策	63
第18節	災害応急金融対策	64
第19節	災害応急融資	64

第20節	二次災害の防止.....	64
第21節	自発的支援の受け入れ.....	64
第2章	自衛隊の災害派遣.....	65
第1節	災害派遣要請ができる範囲.....	65
第2節	災害派遣要請の手続.....	65
第3節	派遣部隊の受け入れ体制.....	65
第4節	派遣部隊の業務及び撤収等.....	65
第4編	災害復旧・復興対策.....	66
第5編	重点的な取り組み.....	67
第1章	重点的な取り組みの趣旨.....	67
第2章	命を守る対策.....	68
第1節	強い揺れから身を守る対策.....	68
第3章	命をつなぐ対策.....	69
第1節	応急対策活動体制等の整備.....	69
第2節	広域避難体制等の整備.....	69
第3節	避難所等の整備.....	69
第4章	震災に強い人・地域づくり対策.....	70
第1節	学校及び地域での防災教育.....	70
第2節	町民への防災教育.....	70
第3節	町職員に対する教育.....	71
第4節	防災エキスパートの養成.....	71
第5節	防災の視点に立った公共施設の整備.....	71
第6節	技術的及び財政的支援.....	71

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

いの町地域防災計画（地震対策編）（以下「地震対策編」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震災害から、町民の生命、身体及び財産を保護するために、町における防災上必要な諸施策の基本を、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、町民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、地震災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

また、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 国・県の防災計画との関係

この計画は、国の定める防災基本計画及び高知県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

第3 計画の修正

この計画は、防災対策基本法の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。防災関係機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これをいの町防災会議（事務局：いの町総務課危機管理室）に提出する。

第4 計画の習熟・周知

防災関係各機関は、本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

第5 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）に基づき、本町を含め高知県内全市町村が、南海トラフ地震防災対策推進地域としてされたところである。

南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、本「地震対策編」に統合することとする。

第6 計画の構成

本計画の構成は次のとおりである。

第1編 総 則 いの町に影響を及ぼすと想定される地震とその地震による被害想定、町及び防災関係機関が地震に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。

第2編 地震予防計画 地震予防対策の推進体制、被害の発生防止・拡大防止対策の基本的事項及び5ヶ年で重点的に取り組む対策を規定する。

第3編 地震応急対策計画（応急対策、動員計画）

地震発生直後から応急対策に至るまでの間において、いの町災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制等の対策を規定する。

第4編 災害復旧・復興対策

地震発生後の応急対策後、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標など取り組むべき対策について規定する。

第5編 重点的な取り組み 地震対策として、特に重点的に取り組むべき事項について規定する。

第2節 被害を最小化するために重点を置くべき事項

第1 最大クラスの地震対策

高知県では、繰り返し南海トラフを震源とする地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきたが、昭和21年12月21日に発生した昭和南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきている。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われた。

現在、町では津波による被害は想定されてないが、地震災害対策の基本的な考えとして、町民の生命は最大クラスの地震でも守ることを目指すとともに、発生頻度の高い一定程度の地震も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波に対して万全を期することとする。

第2 基本的な視点

対策を進めるに当たり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、町民が一体となって、建築物の耐震対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じ、また、男女共同参画の視点を取り入れるとともに災害時要配慮者やLGBTQ等多様なニーズに配慮することとする。

第3 自助・共助・公助の役割

全体の地域防災力の向上を図るため、町をはじめとする公的機関は発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、町民には自らの生命は自ら守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めていることを支援し、町や県はその取り組みを後押しするための施策を進め、自助、共助、公助それぞれが互いに連携する取り組みを進めることとする。

第3節 計画の効果的な推進

第1 いの町防災会議は、自然的、社会的条件等を踏まえて、地震対策編に記述する各事項を検討し、いの町地域防災計画に修正を加えるものとする。

第2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、地震対策編に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加えるものとする。

第3 防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- (1) 地震対策編に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- (2) 地震対策編、マニュアルの定期的な点検結果や訓練等から得られた教訓の反映
- (3) 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

【注記】 本計画における用語について

用語	説明
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、生活の基盤が自宅にある方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等
県	高知県の部局及び出先機関、教育委員会等
市町村	市町村の部課室、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）
消防機関	消防本部、消防局、消防署、消防団
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道及び通信の事業
避難場所	津波や地震などの災害から一時的に避難する場所
指定緊急避難場所	避難場所のうち、町が指定する場所
避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活する施設
指定避難所	避難所のうち、町が指定する施設

第2章 いの町の特性

第1節 高知県の地震特性

地震防災対策特別措置法（平成7年7月18日施行）に基づき設置された地震調査研究推進本部地震調査委員会が作成した「日本の地震活動－被害地震からみた地域別の特徴－第2版」で本県の地震特性は次のように記載されている。

（9）高知県に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴

1) 過去から現在までの地震活動

高知県に被害を及ぼす地震は、主に以下のタイプの地震です。

・南海トラフ沿いで発生する地震

高知県では、南海トラフ沿いで発生した巨大地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域になった場合には、津波や強い揺れによって大きな被害を受けています。1707年の宝永地震（M8.6）や1854年の安政南海地震（M8.4）で非常に大きな被害が生じたほか、1946年の南海地震（M8.0）でも、死者・行方不明者679名、負傷者1,836名、住家全壊4,800以上、家屋流失500以上などの大きな被害が生じました。

また、紀伊半島以東の南海トラフなどで発生した巨大地震でも被害を受けたことがあります。例えば、1854年の安政東海地震（M8.4）では高知市周辺は震度5相当だったとの推定もあります。

・陸域の浅い場所で発生する地震

高知県とその周辺で発生した主な被害地震は、図-1のとおりです。また、小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動は次頁の図-2のとおりです。

2) 日向灘などの海域で発生した地震による被害

高知県では、日向灘の地震で被害を受けることがあります。1968年日向灘地震（M7.5）では、宿毛市、土佐清水市などで強い揺れと津波による被害が生じました。また、宮崎県西部における深い場所で発生した地震（1909年、M7.6、深さは約150kmと推定）でも、県内で負傷者や家屋破損という被害が生じました。さらに、1960年の「チリ地震津波」のように外国の地震によっても大きな被害を受けたことがあります。

3) 県内で発生した主な被害地震

県内で発生した被害地震としては、1812年の土佐の地震（M不明）が知られており、県内で家屋などへの被害がありました。また、1789年の徳島県南部の地震（M7.0）などのように周辺地域で発生した地震によっても被害を受けたことがあります。

（出典）「日本の地震活動－被害地震からみた地域別の特徴－第2版」

図-1 高知県とその周辺で発生した主な被害地震（～ 2007 年）

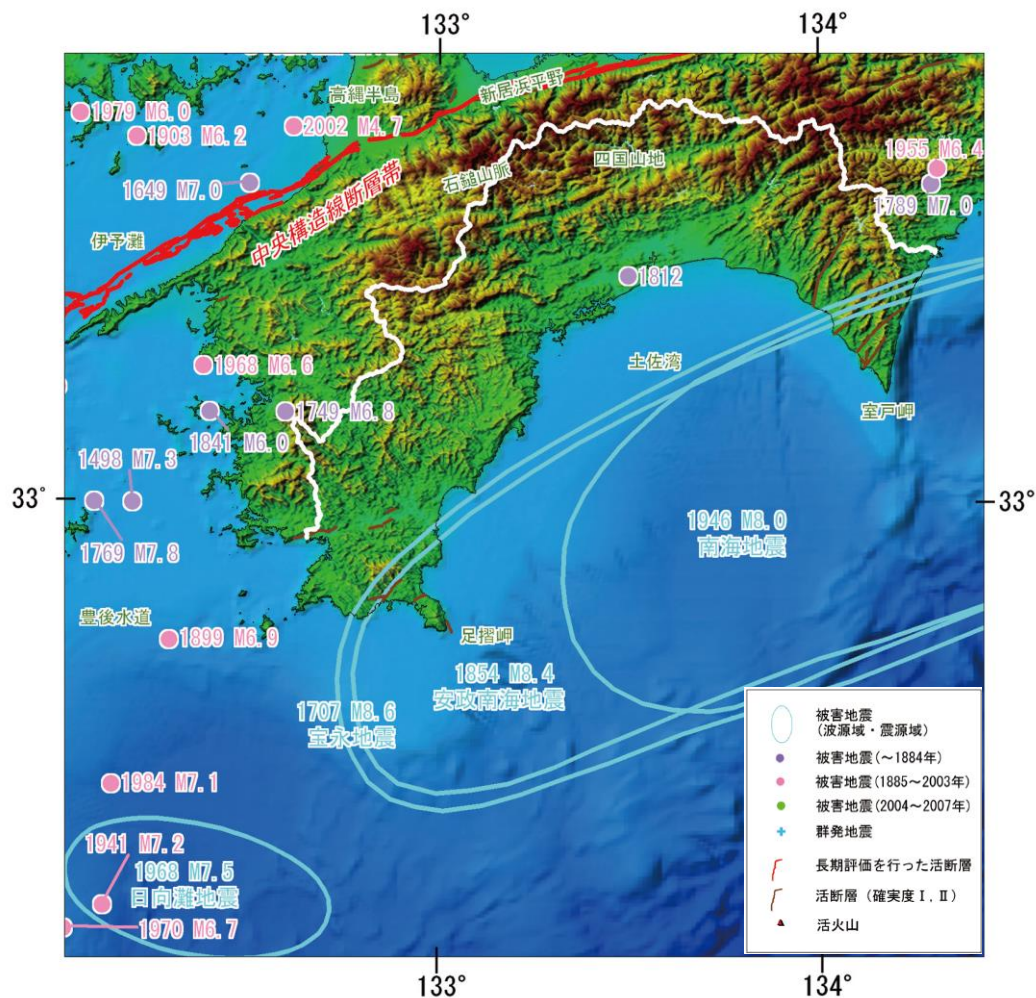
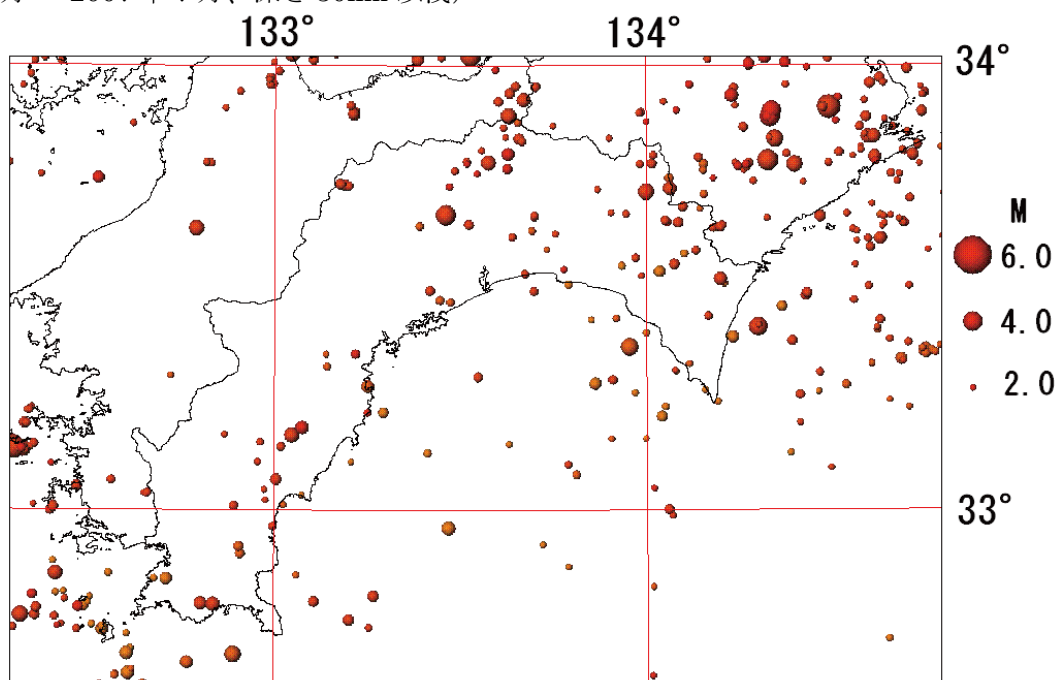


図-2 高知県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動（M2以上 1997 年 10 月～ 2007 年 7 月、深さ 30km 以浅）



第2節 高知県の地震災害

県内で発生した主な被害地震

県内で発生した被害地震としては、1812年の土佐の地震（M 不明）が知られており、県内で家屋などへの被害があった。また、1789年の徳島県南部の地震（M7.0）などのように周辺地域で発生した地震によっても被害を受けたことがある。

西暦（和暦）	地域（名称）	M	県内の主な被害（[]内は全国での被害）
684. 11. 29 （天武 13）	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	津波来襲。土佐の船多数沈没。土佐で田苑約 10 km ² 沈下して海となる。南海トラフ沿いの大地震。
887. 8. 26 （仁和 3）	五畿・七道	8 1/4	[沿岸部で津波による溺死者多数。南海トラフ沿いの大地震。]
1099. 2. 22 （康和元）	南海道・畿内	8.0～8.3	土佐で田約 1,000 ha海に沈む。津波があったらしい。南海トラフ沿いの大地震と考えられる。
1361. 8. 3 （正平 16）	畿内・土佐・阿波	8 1/4～8.5	津波で土佐に被害。南海トラフ沿いの大地震。
1498. 9. 20 （明応 7）	東海道全般	8.2～8.4	[南海トラフ沿いの大地震で、広い範囲に被害を及ぼしたと考えられる。]
1605. 2. 3 （慶長 9）	（慶長地震）	7.9	土佐甲ノ浦・崎浜・室戸岬等で死者 800 人以上。
1707. 10. 28 （宝永 4）	（宝永地震）	8.6	主として津波により、死者 1,844 人、行方不明 926 人、家屋全壊 5,608 棟、家屋流失 11,167 棟。
1854. 12. 23 1854. 12. 24 （安政元）	（安政東海地震） （安政南海地震）	いずれも 8.4	土佐領内では死者 372 人、負傷者 180 人、家屋全壊 3,082 棟、同流失 3,202 棟、同焼失 2,481 棟。
1946. 12. 21 （昭和 21）	（昭和南海地震）	8.0	死者・行方不明者 679 人、負傷者 1,836 人、住家全壊 4,834 棟、同流失 566 棟、同焼失 196 棟。
1960. 5. 23 （昭和 35）	（チリ地震津波）	9.5 ¹⁾	負傷者 1 人、建物全壊 7 棟。
1968. 4. 1 （昭和 43）	（1968 年日向灘地震）	7.5	負傷者 38 人、住家全壊 1 棟。
2001. 3. 24 （平成 13）	（平成 13 年（2001 年）芸予地震）	6.7	負傷者 4 人（うち重傷 1 人）。
2024. 4. 17 （令和 6）	豊後水道	6.6	負傷者 3 人（令和 6 年 4 月 19 日 08 時 00 分、総務省消防庁調べ）。

1995 年より前の地震は死者または全壊家屋が発生した場合に、以降の地震は負傷者（重傷）が発生した場合に取り上げた。Mについては、1922 年より前の地震は長期評価（記憶がない場合は宇佐美ほか、2013）、以降の地震は気象庁震源カタログによる。被害については、1995 年より前の地震は宇佐美ほか（2013）、以降の地震は総務省消防庁ホームページによる。家屋の被害状況を説明にあたって、「潰」「倒潰」は「倒壊」に、「全潰」「全壊」は「全壊」と表記した。また、家屋や建物の単位はすべて「棟」に統一した。

（出典）「高知県に被害を及ぼした主な地震」（地震調査研究推進本部）

第3節 いの町周辺で今後発生可能性のある地震

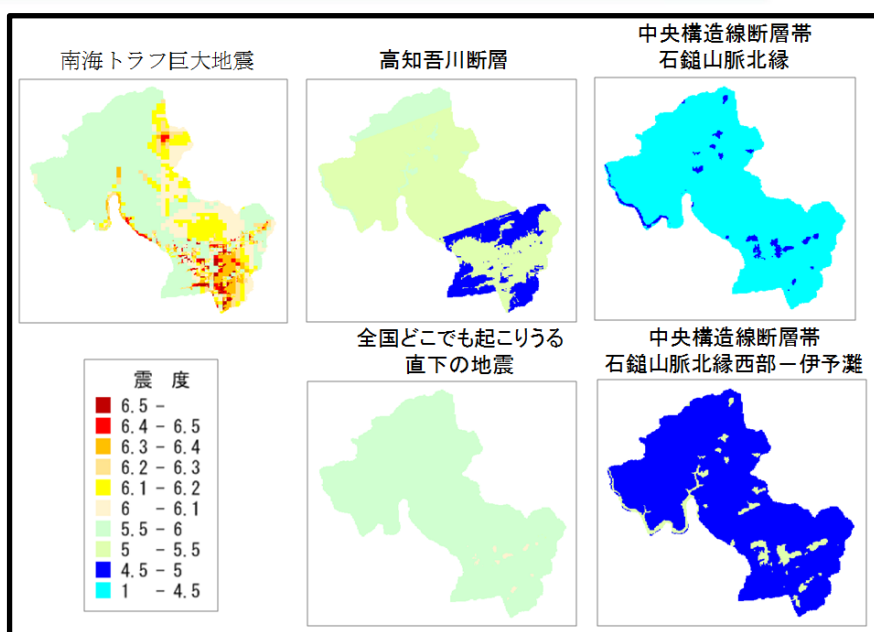
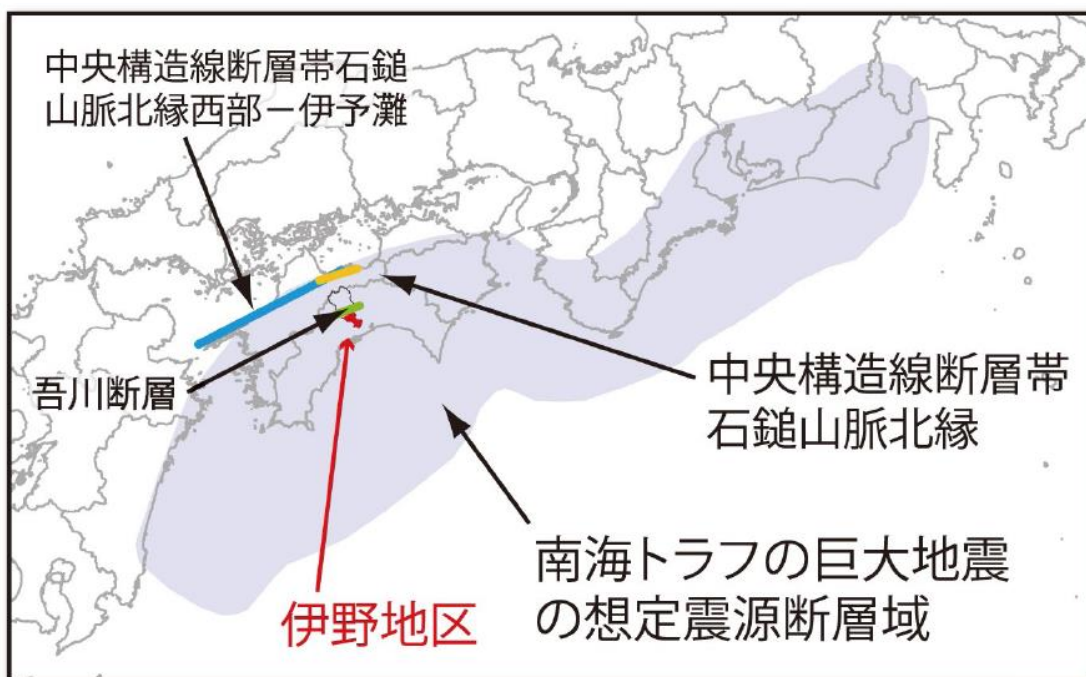
いの町で今後発生する可能性のある地震は、以下のとおりである。

第1 海溝型地震

- (1) 南海トラフ地震

第2 断層型地震

- (1) 高知吾川断層
(2) 中央構造線断層帯石鎚山脈北縁西部～伊予灘
(3) 中央構造線断層帯石鎚山脈北縁
(4) 全国どこでも起こりうる直下型地震



(平成 25 年 3 月 いの町地震ゆれやすさマップ)

第4節 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。

これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

平成30年1月1日を算定基準日として、政府の地震調査研究推進本部が公表した南海トラフで発生するM8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、70%～80%となっている。

第1 L2（レベル2）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波

- 1 この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものである。
- 2 震度6弱～7の揺れが予測されている。
- 3 地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超え、非常に高くなることが予測されている。

第2 L1（レベル1）

発生頻度の高い一定程度の地震及び津波

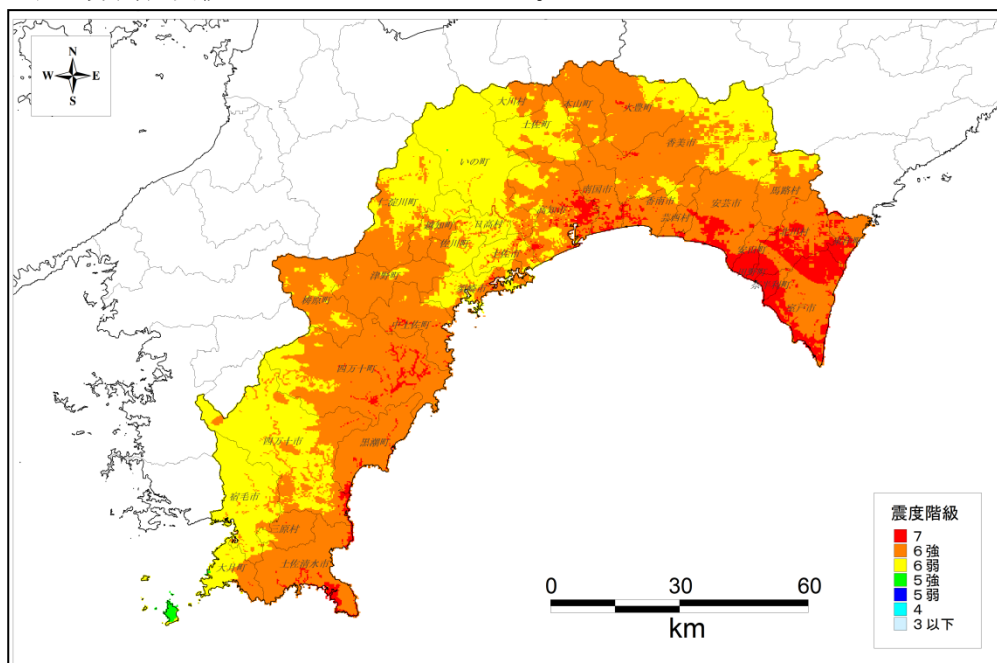
- 1 震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測されている。
- 2 地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測されている。

第5節 被害想定結果の概要

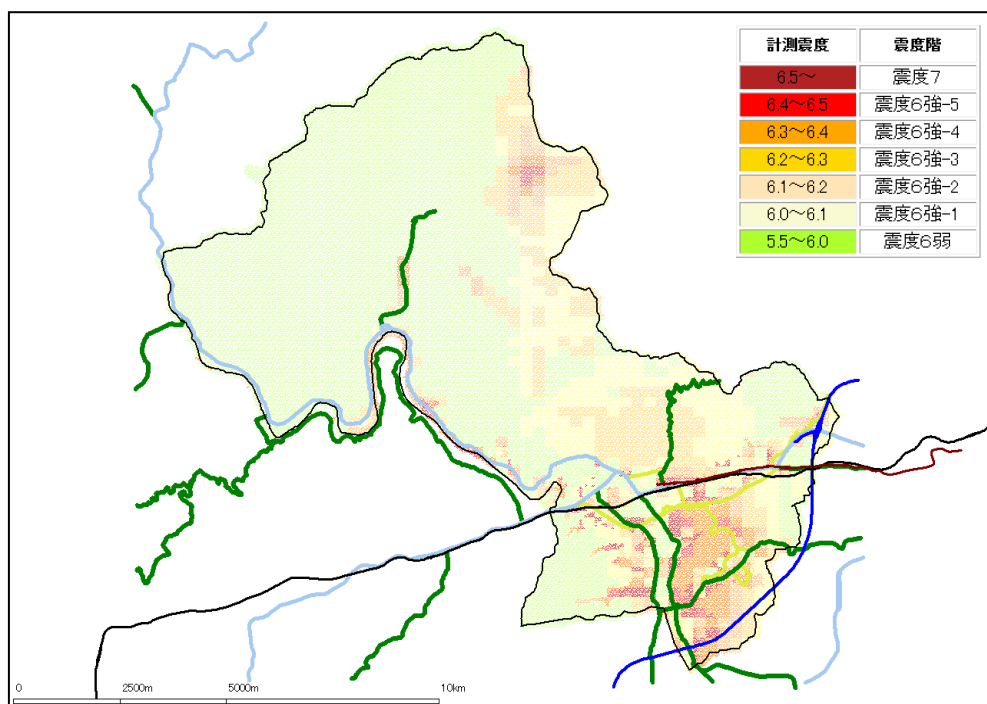
高知県では、南海トラフ地震の震度分布及び津波浸水予測（平成24年12月）、さらにこれによって引き起こされる人的・物的被害の想定（平成25年5月）を公表しており、また、町では、平成25年3月に、伊野地区における「いの町地震ゆれやすさマップ」を50mメッシュで作成している。

第1 震度分布

L2の場合、いの町では、旧伊野地区で最大震度7を記録し、神谷地区以北では、ほぼ全域で震度6弱の揺れが約3分間程度続くことが想定されている。



(平成24年12月 高知県)



(平成25年3月 いの町地震ゆれやすさマップ)

第2 津波

いの町では、国・県の想定では津波被害は想定されていないが、L2の地震が発生した場合、津波の遡上端は「八田堰下流の新宇治川放水路出口付近」（平成24年高知県）まで到達することが想定されている。

第3 被害想定

平成25年【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定で、いの町に関する被害想定は以下のとおりである。

なお、表中の対策後とは、家屋の耐震化率100%、家具の転倒防止対策実施率100%の状態をいう。

1 建物被害（いの町）

被災ケース	条件	建物棟数 (棟)	建物被害（棟）				
			液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
L1	現状	16,097	40	240	10	50	350
	対策後		未算出	10	未算出	未算出	未算出
L2 陸側	現状		40	1,900	50	110	2,100
	対策後		未算出	130	未算出	未算出	未算出

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

2 人的被害（いの町）

被災ケース	条件	人的被害（人）																	
		死者数						負傷者数						負傷者の内重傷者数					
		建物倒壊		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計	建物倒壊		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計	建物倒壊		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
		内家具転倒等						内家具転倒等						内家具転倒等					
L 1	現状	20	若干名	若干名	若干名	若干名	20	330	30	若干名	若干名	若干名	340	190	10	若干名	若干名	若干名	190
	対策後	若干名	未算出	未算出	未算出	未算出	若干名	20	未算出	未算出	未算出	未算出	20～	10	未算出	未算出	未算出	未算出	10～
L 2 陸側	現状	130	若干名	10	若干名	若干名	140	1100	70	10	若干名	若干名	1100	590	10	若干名	若干名	若干名	600
	対策後	10	未算出	未算出	未算出	未算出	10～	120	未算出	未算出	未算出	未算出	120～	70	未算出	未算出	未算出	未算出	70～

※人口は平成17年国勢調査人口26,968人で想定。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 避難者数（いの町）

被災 ケース	条 件	一日後の避難者数（人）			
		避難所	避難所外	合 計	合計の内、要配慮者
L 1	現状	530	350	880	220
	対策後	120	80	190	未算出
L 2 （陸側）	現状	2,500	1,700	4,100	1,100
	対策後	360	240	590	未算出

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

4 ライフライン

ライフラインの被災状況、復旧の想定は以下のとおり。なお、L 2は地震動が全て陸側ケースを引用している。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(1) 上水道（いの町）

被災 ケース	人口	断水率（％）				断水人口（人）			
		直後	1 日後	1 週間後	1 か月後	直後	1 日後	1 週間後	1 か月後
L1	22,055	44%	27%	21%	0%	9,700	5,900	4,700	0
L2		70%	45%	40%	17%	16,000	9,800	8,700	3,700

(2) 下水道（いの町）

被災 ケース	人口	支障率（％）				支障人口（人）			
		直後	1 日後	1 週間後	1 か月後	直後	1 日後	1 週間後	1 か月後
L1	4,100	43%	43%	22%	0%	1,800	1,800	890	0
L2		57%	57%	36%	0%	2,400	2,400	1,500	0

(3) 停電軒数（高知県全域）

被災 ケース	時間帯	需用家数	地中線被害	架空線被害による停電軒数			揺れによる 停電軒数	合計	停電率
				津波	火災	電柱折損			
L 1	冬深夜	528,000	1,300	440	3,500	47,000	309,000	360,000	68%
	夏 12 時				3,400	47,000		360,000	68%
	冬 18 時				5,900	47,000		360,000	68%
L 2	冬深夜	528,000	1,700	96,000	7,000	162,000	256,000	521,000	99%
	夏 12 時				12,000	160,000		524,000	99%
	冬 18 時				19,000	154,000		526,000	100%

※停電率は各市町村の電灯軒数に占める停電軒数の割合とした。

※本調査では長期浸水による影響が定量的に加味されていないため、支障期間がさらに伸びる可能性がある。

(4) 電力復旧推移（高知県全域）

被災 ケース	時間帯	復旧対象	被災直後		1日後		4日後		1週間後	
			停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
L 1	冬深夜	356,000	356,000	100	320,000	90	48,000	13	8,400	2
	夏 12 時	356,000	356,000	100	320,000	90	48,000	13	8,300	2
	冬 18 時	355,000	355,000	100	320,000	90	47,000	13	7,900	2
L 2 (陸側)	冬深夜	417,000	417,000	100	376,000	90	180,000	43	140,000	34
	夏 12 時	416,000	416,000	100	374,000	90	179,000	43	139,000	33
	冬 18 時	410,000	410,000	100	369,000	90	175,000	43	135,000	33

(5) 固定電話不通回線数（高知県全域）

被災 ケース	時間帯	被災直後		1日後		4日後		1週間後	
		不通 回線数	不通回線率 (%)	不通 回線数	不通回線率 (%)	不通 回線数	不通回線率 (%)	不通 回線数	不通回線率 (%)
L 1	冬深夜	156,000	72	115,000	78	3,800	3	0	0
	夏 12 時	156,000	72	115,000	78	3,800	3	0	0
	冬 18 時	157,000	72	114,000	78	3,700	2	0	0
L 2 (陸側)	冬深夜	217,000	99	148,000	83	42,000	23	12,000	7
	夏 12 時	217,000	99	148,000	83	42,000	23	12,000	7
	冬 18 時	218,000	100	146,000	83	41,000	23	11,000	6

※不通回線数は各市町村の回線数に占める不通回線数の割合とした。

※本調査では長期浸水による影響が定量的に加味されていないため、支障期間がさらに伸びる可能性がある。

※復旧予測にあたっては被災需要家を復旧対象から除くものとする。

5 医療（いの町）

要転院患者数・医療受療過不足数・日常受療困難者数の想定は以下のとおり。なお、L 2 は地震動が全て陸側ケースで想定している。

	被災ケース	冬深夜	夏 1 2 時	冬 1 8 時
①要転院患者数	L 1	50	50	50
	L 2（陸側）	80	80	80
②医療受療過不足数	L 1	△150	△120	△130
	L 2（陸側）	△580	△430	△460
③日常受療困難者数	L 1	0	0	0
	L 2（陸側）	530	270	330

※要転院患者数；平常時入院者数をベースに、医療機関建物被害率、ライフライン機能低下による医療機能低下率、転院を要する者の割合を乗じて算出。

※医療需要過不足数；医療需給過不足数は、重傷者対応を対象とした。医療需要は、震災後の新

規入院需要発生数として、重傷者+病院での死者(全死者数の10%にあたる)を想定。

※日常受療困難者数；地震後の受け入れ可能患者数から外来需要量を除いて算出。

6 災害廃棄物（いの町）

災害廃棄物処理指針技術資料に示された推計方法を用いて算出するものとする。

（1）災害廃棄物発生量

$$\boxed{\text{被害区分別建物被害棟数（棟）} \times \text{発生量原単位（t/棟）}}$$

（2）被害区分別の災害廃棄物等発生原単位

建物被害等		発生原単位
液状化 揺れ	全壊	117 トン/棟
	半壊	23 トン/棟
津波	床上浸水	4.6 トン/世帯
	床下浸水	0.62 トン/世帯
火災	木造	78 トン/棟
	非木造	98 トン/棟
津波堆積物		0.024 トン/㎡

※出典「災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省）」技術資料 1-11-1-1 南海トラフ大地震

被災ケース	災害廃棄物発生量
L 1	52.922 t
L 2（陸側）	211.494 t

※出典 高知県災害廃棄物処理計画 ver.2（平成31年3月）

第6節 南海トラフ地震臨時情報

第1 情報内容

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、気象庁から以下のとおり「南海トラフ地震臨時情報」（以下、臨時情報という。）が発表されることとなっている。そのため、臨時情報が発表された場合に、町がとるべき対応方針を定め、町域における地震防災対策の推進を図る。なお、臨時情報は、大規模な地震の発生前に必ず発表されるものではなく、また、発表されたからといって、地震が起こるわけではない不確実性を持った情報であることに留意する。

【「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

キーワード	各キーワードを付記する条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、マグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）（一部割れケース） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第2 町の対応方針

町は、発表される臨時情報を活かし被害を軽減するため、臨時情報発表時には、県が作成した「南海トラフ地震臨時情報発表時における住民の事前避難の検討手引き」等 に示された防災対応を実施することを基本とする。

1 配備体制

町長は、第3編第1章第2節の設置基準に基づき、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

2 情報伝達

町は、臨時情報発表時に、県等からの情報を基に、日頃からの地震の備えの再確認や、自主避難の呼びかけを緊急速報メール、防災行政無線等を活用して行う。

＜「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の住民等への周知内容＞

【「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合】	
（発表後、速やかに）	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、今後、大規模地震の発生につながるものか、調査が開始された旨のお知らせ ・今後の政府や自治体からの情報に注意するよう呼びかけ
【「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合】	
（発表後、速やかに）	・特別な備え及び日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・耐震性の不足する住宅にお住まいの方、土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際からの距離が概ね10mにお住まいの方に自主避難の呼びかけ ・その他、不安のある住民は自主的に避難するよう呼びかけ
（1週間後）	・特別な備え及び日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・耐震性の不足する住宅にお住まいの方、土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際からの距離が概ね10mにお住まいの方に自主避難の呼びかけ ・その他、不安のある住民は自主的に避難するよう呼びかけ
（2週間後）	・地震の発生に注意しながら、日頃からの地震への備えを継続するよう呼びかけ
【「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合】	
（発表後、速やかに）	・特別な備え及び日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・耐震性の不足する住宅にお住まいの方、土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際からの距離が概ね10mにお住まいの方に自主避難の呼びかけ ・その他、不安のある住民は自主的に避難するよう呼びかけ
（1週間後）	・地震の発生に注意しながら、日頃からの地震への備えを継続するよう呼びかけ

※ゆっくりすべりケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

※特別な備えとして、すぐに逃げられる体制の維持や非常品持出品の常時携帯などと呼びかける。また、町が管理する施設等の管理者に、地震への備えに関する注意喚起を行う。そして、日頃からの地震への備えとして、避難場所や避難経路の確認、ご家族との連絡手段の確認、家具等の固定、非常食などの備蓄の確認などと呼びかける。

3 避難所への移動

避難場所から避難所への移動は、自動車の使用を可能とする。そのため、自動車の使用による渋滞の発生や、交通安全、避難所における駐車スペースの確保など、自動車の利用を前提とした検討を行っておくことが必要となる。町は、路線バスなどの公共交通機関が利用できない地域の方など、自身で移動することが難しい方の避難方法について事前に検討する。

4 避難所確保

避難と呼びかけることとした対象者以外の方も避難することが想定されるため、できるだけ多くの避難所を確保しておくことが重要である。特に配慮が必要な方が事前に避難することは、被害を軽減するうえで重要であることから、生活環境で避難をためらうことのないよう、環境の整った福祉避難所の収容数の確保を進める。

また、福祉避難所だけでは、十分な収容数を確保できない場合には、一般の避難所における、エアコン、簡易ベッド、バリアフリー化などの整備状況を把握し、福祉避難所的に利用できる避難所を確保する。

5 広域避難

確保できる避難所の収容数を超える避難者が想定される場合には、他市町村への広域避難について検討しておくことが必要となる。

また、十分な避難所が確保できない場合は、自宅に滞在していても、安全が確保されている方については、自宅で警戒レベルを上げることで対応をお願いするなど、有効な避難所の確保対策を行う。

6 開設・閉鎖する手順

避難所の開設にあたっては、自動車で避難される方が多いなど起こりうる状況を想定し、施設の立地や設備、規模、駐車場等が十分に確保された避難所を優先的に開設できるよう検討する。国のガイドラインでは、防災対応を行う期間として1週間を基本と定めているが、風水害のように、一定の期間で終了することが確実なものではない。このため、後発の地震が発生しない場合、心配な方は避難を続けたいという希望が出ることが想定されることから、避難所開設の手順だけでなく、閉鎖する手順（統合も含む）も定め事前に周知する。

7 土砂災害警戒区域内の避難所

土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）の避難所は、利用しないことを基本とする。土砂災害警戒区域内（イエローゾーン）の避難所は、「土砂災害警戒区域内に立地する避難場所の危険度評価マニュアル（平成 29 年 6 月 防災砂防課）」を参考に、利用のルール、例えば斜面側に滞在しないなどを定めたうえで利用する。

8 避難所の運営

開設された避難所の運営は、地域の自主防災組織などを中心に、原則として避難者で行うものとするが、町も支援を行い必要に応じて適切な対応を行う。その場合において、町は避難所で生活できるよう、パーティションや、トイレなどの準備は行うが、食事や寝具については、避難者

が準備することを原則とする。

また、避難所運営マニュアルの作成や改訂を行う中で、臨時情報発表時の対応を含めて検討し、避難者や自主防災組織だけで運営することが難しい場合に備え、運営に関する支援者を事前に確保するなど、住民が主体となって運営できるような対応を検討する。

9 避難所での健康管理

避難生活は、大変なストレスを伴うため、既往症の悪化防止や、早期発見、心のケアといった対策が必要となる。避難生活が続くと、エコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、早期から予防策を啓発する。

10 学校等の対応

避難場所や避難経路、家族への引き渡し方法の確認等、日頃からの地震の備えを再確認し、地震が発生した場合に、被害の軽減や迅速な避難行動を行えるように備える。

幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校の対応方針については下表のとおりとする。

調査中発表後からの対応方針	
【登園降園・登下校時間帯の発表】 ・登園・登校前：自宅待機 ・登園・登校、降園・下校中：速やかに登下校等を完了 ・降園・下校前：速やかに下校等（部活動は中止） ・終業後の発表時は、翌日以降の対応を検討し、保護者へ通知する。 【保育・授業時間中の発表】 ・注意の上、通常保育・通常開校	

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

時系列	対応方針
発表直後	・原則、1 週間の休園・休校（ただし地域の状況等により3日程度で再開することもありうる） ・全ての施設の安全点検 ・家庭・児童生徒本人への連絡（大規模地震発生時の注意喚起及び発生時の安否確認方法等に関する連絡）
1週間後	・全ての園・学校を再開 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表中の対応に準じた対応
2週間後	・注意の上、通常保育・通常開校 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の園・学校運営を継続

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

時系列	対応方針
発表直後	・注意の上、通常保育・通常開校 ・不急の園外活動・校外活動の延期を検討する等、即時避難が可能な活動に限定するとともに、避難経路を確認する等、巨大地震発生に最大限の注

発表直後	意を払い、園・学校運営を維持 ・全ての施設の安全点検 ・児童生徒に通学時の被災における対応を確認 ・通学に関わる交通インフラの状況確認 ・家庭・児童生徒本人への連絡（大規模地震発生時の注意喚起及び発生時の安否確認方法等に関する連絡）
1週間後	・注意の上、通常保育・通常開校 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の園・学校運営を継続

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合

時系列	対応方針
発表直後	・通常保育・通常開校 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の園・学校運営を継続

1.1 対応方針の検討にあたっての住民参画

対応方針に基づいた防災対応を行うためには、事前に住民に計画が周知されていることが必要となる。町は、防災対応の検討にあたって地域の住民から意見を聞くなど、検討する段階から住民が参画し取組を進めていく。

1.2 情報への理解促進

臨時情報が発表された場合、対応方針に基づいた防災対応を確実に実施するため、住民が情報を正しく理解しておくことに加え、冷静に対応するよう、日頃から啓発を行う。

1.3 中長期的な視点での取組の推進

臨時情報の発表時に、情報を減災に活かすことは重要であるが、地震対策の基本は、あくまでも突発的に発生するものへの対応となる。引き続き、庁舎等の防災拠点施設の耐震化や、要配慮者施設等の環境整備、土砂災害や火災への対応、住宅の耐震化、室内の安全対策等を徹底し、さらなる強靱な土台作りに取り組んでいかなければならない。

また、避難所や、福祉避難所の確保が十分ではない地域も多いことから、安全な避難所の確保が行えるよう、さらに対策を進める必要がある。そのため、土砂災害警戒区域内の避難所については、整備の優先順を定めた上で斜面の対策を推進するほか、一般の避難所を福祉避難所的に利用するための設備の整備などに取り組む。

第3章 防災関係機関

第1節 趣旨

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携、協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行することとする。

第2節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図るとともに、職員の地震及び津波に関する正しい知識と行動の修得に努める。また、防災業務の実施に関して次の責務を負う。

第1 町

町は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その地域にかかる地域防災計画を作成して防災活動を実施する。

また、地域防災計画に、町民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、地域防災計画に、地区防災計画を定める。

第2 県

- 1 法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。
- 2 南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織（高知県南海トラフ地震対策推進本部）を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図る。
- 3 被災により、町が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を町に代わって行う。また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。

第3 指定地方行政機関

所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第3節 公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者の責務

農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共的団体及び石油等危険物保管施設等の防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 地方公共団体

機関名	処理すべき事務又は業務
いの町	1 町地域防災計画の作成及びそれに基づく対策の実施 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、防災教育及び訓練の実施 4 自主防災組織の育成、その他住民の自発的な防災活動の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 避難の勧告又は指示及び指定避難所の開設 9 消防、水防その他応急措置 10 被災者の救助及び救護活動 11 緊急輸送の確保 12 食料、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の保健衛生及び応急教育 14 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 15 災害復旧・復興の実施
高知県 (警察及び出先 機関含む)	高知県の地域に係る以下の項目 1 県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、防災教育及び訓練の実施 4 自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 市町村が実施すべき避難の勧告又は指示及び指定避難所の開設の代行 9 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 10 被災者の救助及び救護活動 11 緊急輸送の確保 12 食料、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 15 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 16 災害復旧・復興の実施

第2 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
中国四国管区警察局 四国警察支局	1 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 管区内各県警察への津波警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ① 預貯金の払戻及び中途解約 ② 手形交換、休日営業等の配慮 ③ 応急資金に係る融資相談 ④ 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤ その他非常金融措置 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付け 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の災害状況の把握 5 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資 7 応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局	1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等

機関名	処理すべき事務又は業務
中国四国 産業保安監督 部四国支部	1 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 2 危険物等の保安の確保 3 鉱山における災害の防止 4 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	1 災害時における自動車による輸送のあつせん 2 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あつせん
大阪航空局高 知空港事務所	1 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 2 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高 知 地 方 気 象 台	1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四 国 総 合 通 信 局	1 各種非常通信訓練の実施及びその指導 2 高知県非常通信協議会の育成指導 3 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 4 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 5 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	1 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 2 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 3 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 4 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 5 労働条件の確保に向けた総合相談 6 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払い 7 被災労働者に対する労災保険給付 8 労働保険料の納付に関する特例措置 9 雇用保険の失業認定 10 被災事業所離職者に対する求職者給付
四 国 地 方 整 備 局	1 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 3 港湾、海岸、空港の災害応急対策 4 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び流出油の防除 5 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援

中国四国防衛局	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方 環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院 四国 地方測量部	1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力に関すること 3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力に関すること 4 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書の技術的助言の実施に関すること

第3 自衛隊

1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2 県、市町村が実施する防災訓練への協力 3 災害派遣の実施 ① 被害状況の把握 ② 避難の援助 ③ 避難者等の捜索及び救助 ④ 水防活動 ⑤ 消防活動 ⑥ 道路の啓開 ⑦ 応急医療 ⑧ 救護及び防疫 ⑨ 通信支援 ⑩ 人員及び物資の緊急輸送 ⑪ 給食 ⑫ 給水及び入浴支援 ⑬ 宿泊支援 ⑭ 危険物の保安及び除去 4 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与
--

第4 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話(株)	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
(株)NTTドコモ 四国 KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 逡信病院の医療救護活動 8 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 9 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行	1 現金の確保及び決済機能の維持 2 金融機関の業務運営の確保 3 非常金融措置の実施
日本赤十字社	1 災害時における医療救護活動 2 遺体の処理及び助産 3 血液製剤の確保及び供給のための措置 4 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 5 被災者に対する救援物資の配布 6 義援金の募集受付 7 防災ボランティアの登録及び育成 8 防災ボランティアの活動調整 9 各種ボランティアの調整、派遣
日本放送協会	1 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 3 生活情報、安否情報の提供 4 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設等の保全 2 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	1 電力施設の保全、保安 2 電力の供給

第5 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
四国ガス(株) (一社)高知県LPガス協会	1 ガス施設の保全、保安 2 ガスの供給 3 避難所への支援
(株)高知放送、 (株)テレビ高知、 高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知	1 気象警報等の放送 2 災害時における広報活動 3 県民に対する防災知識の普及 4 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 5 生活情報、安否情報の提供
とさでん交通(株)、 (一社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(公財)高知県消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員等の教養・訓練及び育成 3 要配慮者等の避難支援への協力
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会 (一社)吾川郡医師会	1 災害時における救急医療活動 2 大規模災害時には「いの町災害時医療救護計画」に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と協力した救急医療活動
(一社)高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(社福)高知県社会福祉協議会	1 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 2 災害時における福祉施設の人材確保への協力 3 災害時におけるボランティア活動 4 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
(社福)高知県看護協会	1 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 2 大規模災害時における「いの町災害時医療救護計画」に基づく医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力した医療救護活動
(株)高知新聞社	1 防災知識の普及 2 災害時における広報活動 3 災害時における生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県歯科医師会 (一社)高知県歯科医師会仁淀支部	1 災害時における歯科医療救護活動 2 大規模災害時には「いの町災害時医療救護計画」に基づく医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と協力した医療救護活動

(公社)高知県薬剤師会 (公社)高知県薬剤師会高吾支部	1 災害時における薬剤師の派遣 2 大規模災害時における「いの町災害時医療救護計画」に基づく医師会、歯科医師会、看護協会等と協力した医療救護活動
--------------------------------	---

第6 警察署

土佐警察署 土佐警察署いの警察庁舎	1 災害警察活動及び相互援助の指導と調整 2 警察局及び防災関係機関との連携 3 県警察及び防災関係機関などからの災害情報の収集及び連絡 4 警察通信の確保及び統制
----------------------	---

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
J A 高知県	1 共同利用施設等の保全 2 被災組合員の援護 3 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
高知県中央森林組合	1 被災組合員に対する融資又はそのあっせん 2 被害状況調査及び応急対策への協力 3 風倒木、被害木、漂流木の処理
いの町商工会	1 被災商工業者の援護 2 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
危険物施設管理者	危険物施設等の保全と保安対策等による安全確保
社会福祉施設管理者	施設入所者や利用者の安全確保に関すること

第4章 町民及び事業者の責務

第1節 趣旨

町民及び事業者は、地域の防災力の向上を図るため、共同して訓練の実施、要配慮者等の避難支援体制の構築等、防災活動の推進に努めるものとする。

第2節 町民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心がけるとともに、地震発生時には要配慮者とともに迅速な避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力など、防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとする。

第3節 事業者

事業者は、地震時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検及び見直しなどの事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。

第1 地震時に果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 事業の継続
- (4) 地域への貢献及び地域との共生

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 趣旨

本章では、地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定めるものとする。

第2節 整備計画

南海トラフ地震から、町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び南海トラフ地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るものとする。

なお、町有施設の耐震化は、いの町公共施設等総合管理計画やいの町振興計画とも整合性を取りながら、計画的に整備を図っていくものとする。

- 1 避難場所
- 2 避難経路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動を確保するための道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設
- 6 共同溝等
- 7 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
- 8 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
- 9 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校
- 10 7から9まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物
- 11 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- 12 地域防災拠点施設
- 13 防災行政無線設備（同報系・移動系）
- 14 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
- 15 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 16 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- 17 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2編 地震予防計画

第1章 地震に強いまちづくり

第1節 基本的な考え方

第1 町等防災関係機関は、地震に強いまちづくりを行うために、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物及び施設等についての耐震性の確保を行う。

第2 町は、県や国と連携しながら最大クラスの地震に対しては、町民の生命を守ることを最優先として、町民の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進する。

また、発生頻度の高い一定程度の地震に対しては、町民の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化を進める。

第2節 地震に強いまちづくり

地震に強いまちづくりにおいては、次の点に特に注意をすることとする。

第1 地震に強い市街地の形成

町及び県は、まちの形成においては、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮するものとする。

第2 建築物の安全確保（詳細は第5編「重点的な取り組み」）

- 1 町及び県は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとする。
- 2 町及び県は個人住宅の耐震化について、耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。

第3 ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

- 1 電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化を行い、設備の機能の確保を進めるとともに、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- 2 町及び町民は、各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料などの生活必需品の個人備蓄を推進するものとする。

第4 交通及び通信施設の機能強化

- 1 防災関係機関は、道路、鉄道、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等については、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努めるものとする。

第3節 防災知識を深めるための取り組み

町のみならず、県全体での地震及び津波による被害の軽減のためには、想定される地震や津波をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要である。このため、防災関係機関をはじめ、町民の一人ひとりが地震及び津波に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう取り組みを進めることとする。

第1 防災関係者の研修

1 防災関係機関は、その所属する職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、自ら率先して防災活動を実行し、人材の育成を図ることとする。

- (1) 東南海・南海地震で予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員などが果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 防災教育の実施（詳細は、第5編「重点的な取り組み」）

町、教育委員会及び学校は、南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取り組みを家庭、地域へと広げていくことを目標として取り組む。

3 災害教訓の伝承

- (1) 町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、津波痕跡調査結果や映像を含めた各種資料を広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 町及び県は災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 防災に関する広報及び啓発の実施

- (1) 防災関係機関は、自ら実施する取り組みや町民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとする。特に、東日本大震災以降、南海トラフ地震に対する町民の意識が高まっていることから、防災意識の向上に結びつく広報を継続的に実施するものとする。
- (2) 県及び町は、地震発生時に町民自らが安全を確保し、津波から迅速に避難することができるように、家庭や事業所における家具転倒防止対策などの室内の安全対策や、住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施するものとする。
- (3) 県及び町は、町民に対し、沿岸部にいた場合、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取ること等、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を継続して実施する。

5 危険物を有する施設等における防災研修

消防署は、危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

第4節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関は、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、居住している地域特性や地震の発生時間等を考慮し、実践的な防災訓練を民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、地域の企業などと協力して、少なくとも年1回以上実施することとする。

訓練後には、地域防災計画や対策計画などの点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行うこととする。

第1 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

第2 防災訓練は、次の訓練を実施することとし、県は、町が自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対して必要な助言と支援を行うものとする。

1 初動体制の確立訓練（要員参集訓練及び本部運営訓練）

地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練

2 現地訓練

地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現地訓練を実施。この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施する。

3 情報収集・伝達等に関する訓練

情報通信機器の操作の習熟、災害発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等、各種情報の内容を精査し、取りまとめて、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達することを目的に訓練を実施する。

4 図上訓練

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施

5 広域訓練

県及び隣接する市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施

6 要配慮者等へ配慮した訓練（要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練）

町民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努めることとする。

また、避難行動要支援者名簿も活用した訓練も行うこととする。

第5節 自主的な防災活動への支援

（一般対策編 第2編：災害予防計画－第2章：地域防災力の育成－第4節：自主的な防災活動への支援を準用）

南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れに続き津波が沿岸部を襲うことが想定されている。

県内全域で甚大な被害発生が予測され、生命を守るためには、町民が自ら自分の身は自分で守る行動をするとともに、地域での支え合いや助け合いが重要となってくる。

そのため、町は地域での自主的な防災活動への支援を積極的に行うものとする。

第6節 自発的な支援への環境整備

（一般対策編 第2編：災害予防計画－第2章：地域防災力の育成－第8節：自発的な支援への環境整備を準用）

町、県、社会福祉協議会、NPO法人及び日本赤十字社等は、大規模災害時には、ボランティアなどの自発的な支援が被災者の大きな助けとなるため、こうした支援がスムーズに行われるための環境整備を進める。

第7節 情報の収集・伝達体制

（一般対策編 第2編：災害予防計画－第4章：災害に備える体制の確立－第3節：情報の収集・伝達体制を準用）

防災関係機関は、地震発生時に、正確な情報を迅速に町民に伝えるとともに、防災関係機関相互に情報を共有し、連携して応急対策を行えるよう、平常時から情報の収集、伝達体制の確立や必要な施設の整備に努めることとする。

第2章 予防対策の推進

第1節 基本的な考え方

各分野における予防対策の方向性について明らかにすることとし、ここで示された方向性に基づき、具体的な予防対策を計画的に実施することを主眼とする。

このため、被害の大幅な軽減につながる対策については、地域目標（達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等）を策定し、対策を推進する。

第2節 火災予防対策

南海トラフ地震が発生した場合、火災が同時多発的に発生すると、消防の対応力を超えることが考えられる。また、家屋の倒壊などにより道路が通行できない、断水により消火栓が使用できないなど、火災が燃え広がり大きな被害を引き起こすことも想定される。

その対策として、街路の整備や沿道建築物の不燃化等による延焼の遮断や公園などのオープンスペースの確保といったハード対策と併せて、住民自ら、出火や延焼を防ぐとともに安全に避難体制確保に取り組むことが重要となる。

高知県では、「高知県地震火災対策指針」（平成27年6月）を策定し、「出火防止」、「延焼防止」、「安全な避難」の3つの視点から、防災関係機関、住民、事業者が事前に取り組む対策とその進め方を示している。

町でも、高知県地震火災対策指針を参考に、地震火災対策計画を策定することとし、地震時の大規模火災による被害軽減のみならず、平時から火災に強いまちづくりを目指すこととする。

第1 地震火災の具体的な対策

1 出火防止

火を出さない「出火防止」対策として以下の事項に取り組む。

- (1) 火の始末
- (2) 電気器具類からの出火防止対策（感震ブレーカーの普及啓発）
- (3) ガス・石油器具類からの出火防止対策
- (4) 住宅損壊・家具転倒による出火防止対策
- (5) その他の原因による出火防止対策

2 延焼防止

延焼を防止するため、以下の事項に取り組むこととする。

- (1) 初期消火
- (2) 消防力の充実・強化

3 安全な避難

通常、火災が延焼拡大する速度は人の歩く速度より遅く、極端な気象条件でなければ、直ちに火に囲まれ、逃げられなくなる可能性は低いため、以下の事項を確認しながら、安全な避難のための対策を事前に進めることとする。

- (1) 避難場所の安全性
- (2) 避難経路の安全性

(3)避難のタイミング

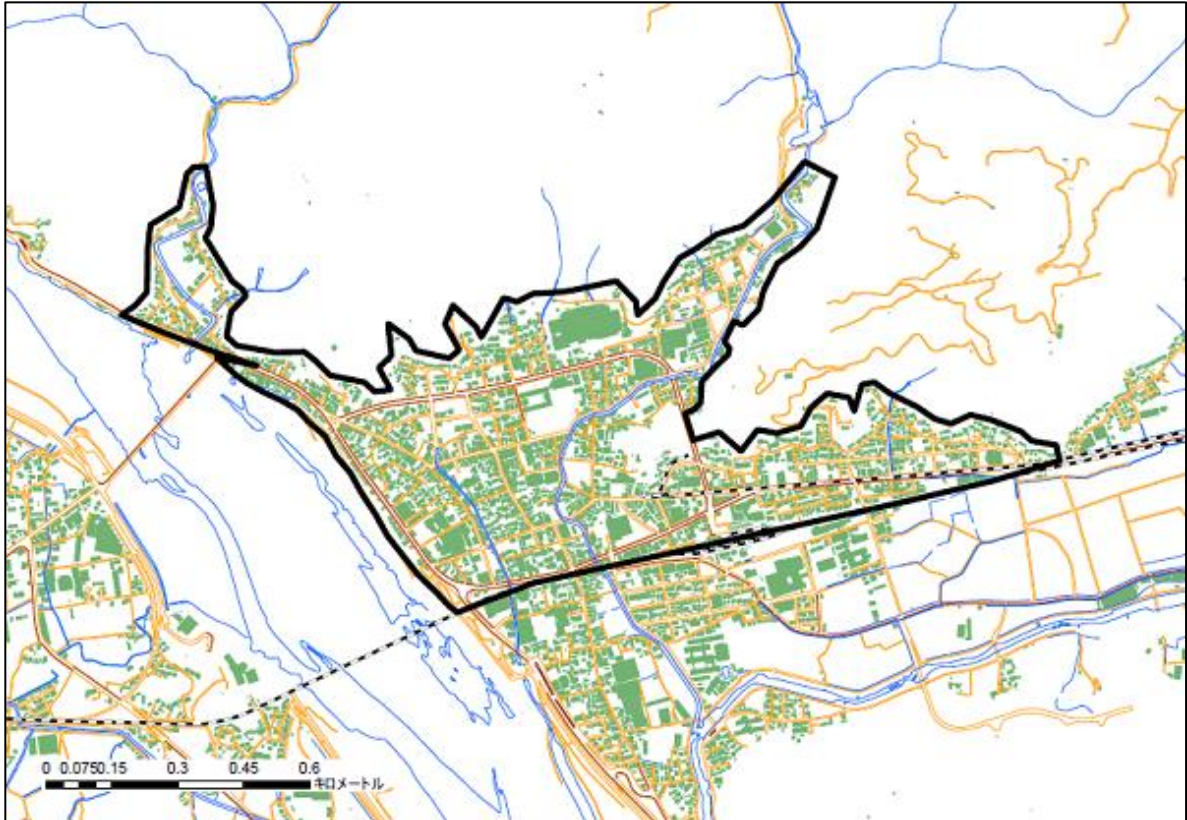
(4)要配慮者への対応

第2 地震火災対策を重点的に推進する地区

高知県地震火災対策指針では、11市町19地区を、地震火災対策を重点的に推進する地区として定めている。

いの町での重点推進地区は下表のとおり。

谷、羽根町、大国町、西町、西地、公園町、幸町、元町、旭町、本町、大和町、加茂、柳町、内野、菊楽、東町、新町、北山、駅前町、(天神町、駅東町)の一部



第3節 危険物等災害予防対策

(一般対策編 第2編：災害予防計画－第1章：災害予防計画－第11節：危険物等災害予防計画を準用)

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの地震発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図ることとする。

- 1 講習会、研修会等の実施
- 2 防災訓練の実施
- 3 危険物施設等の安全確保

第4節 建築物等災害予防対策

(一般対策編 第2編：災害予防計画－第1章：災害予防計画－第3節：建築物等災害予防対策を準用)

地震の強い揺れから身を守るための耐震・揺れ対策を推進する。

第1 建築物等の耐震性の向上

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律で対象となる建築物の耐震化を計画的に進める。
- 2 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援を推進。
- 3 住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などによる指導・啓発を実施する。

第2 老朽住宅の除却

特定空家等の耐震性のない老朽化した住宅は、地震時に倒壊し、緊急輸送道路や避難路を塞ぐ恐れがある。

特定空家等の所有者は、撤去など必要な安全確保対策をとり、町は「いの町空家等対策計画」を基本に、必要に応じて老朽住宅除却事業補助制度の周知や、適正管理の指導を行う。

第3 家具等の転倒防止対策

地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図る。

第4 落下やブロック塀等の倒壊防止

建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等の防止対策について普及啓発を進める。

第5 文化財の耐震対策

文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努める。

第6 地震保険の加入促進

地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、町民に対して地震保険に関する情報を提供する。

第5節 地盤災害等予防対策

町、県及び国は地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに、既存の予防対策を危険度に応じて実施することとする。

第1 地すべり対策

土砂災害のおそれのある箇所に対して、地すべり防止施設の整備を図ることとする。また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ることとする。

第2 急傾斜地崩壊対策

地震による崩落等の危険がある崖地の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めるとともに、崩壊対策事業を推進する。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ることとする。

第3 土石流対策

土砂災害のおそれのある箇所に対して、砂防設備の整備を図ることとする。

また、町民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ることとする。

第4 ため池崩壊対策

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第5 液状化対策

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川等の液状化対策の推進を図る。また、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第6節 公共土木施設等の災害予防対策

町は、公共土木施設などにおいて、地震動による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図る。

第1 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は、地震防災緊急事業五箇年計画（第1編第5章を参照）を中心に整備を図ることとするが、整備にあたっては、施設管理者は特に次の点に留意するとともに施設の維持管理を適正に行う。

1 河川管理施設対策

施設管理者は、排水機場や樋門等の地震に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保を図る。

2 道路施設対策

施設管理者は、道路、橋梁の安全性の確保を図る。

(1) 避難路及び橋梁

(2) 応急対策上重要な道路及び橋梁

3 公園広場などの施設対策

施設管理者は、緊急避難場所、応援活動拠点としての機能の確保を図る。

第2 ライフライン等の対策

施設管理者は、地震動に対する機能維持を図るとともに、応急復旧体制の整備を図る。

（一般対策編 第2編：災害予防計画－第1章：災害予防計画－第9節：ライフライン等の予防対策を準用）

特に、次の事項に留意するとともに、病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

1 上下水道

町は地震からの円滑な避難及びその後の避難生活を確保するため、上下水道管施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(1) 上水道

緊急的な給水体制の整備を図る。

(2) 下水道

下水道施設対策を図る。

2 電力

四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社は、緊急的な電力供給体制の整備を図ることとする。

四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社は、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施するものとする。

また、関係機関は火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社が上記以外に行う措置は、別に定めるところによるものとする。

3 ガス

ガス施設管理者、町及び県は、地震からの円滑な避難を確保するため、火災などの二次災害防止に対し、利用者によるガス栓閉止など必要な措置に関する広報を実施するものとする。

四国ガス（株）及び（一社）高知県LPガス協会が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

4 通信

(1) 通信事業者は、緊急的な通信体制の整備を図る。

(2) 通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ四国及びKDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

5 放送

(1) 放送事業者は、緊急的な放送体制の整備を図る。

(日本放送協会、(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知)

(2) 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ア 日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

イ (株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知が行う措置は、別に定めるところによるものとする。

第3 町が管理等を行う施設等に関する対策

緊急的な応急対策を実施するための機能の確保及び円滑な避難の確保を図る。

1 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、児童福祉施設、道の駅、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、津波からの避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等に対する措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、上記アに掲げる措置をとるほか、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第7節 緊急輸送活動対策

(一般対策編 第2編：災害予防計画－第5章：災害応急対策・復旧対策への備え－第4節：緊急輸送活動対策を準用)

南海トラフ地震発生時の道路啓開については、高知県道路啓開計画に基づき早期の道路啓開を目指すものとする。計画では、大きく「広域の防災拠点」と「地域の防災拠点」を選定している。

第1 道路整備

道路管理者は、法面の再調査や橋梁の耐震化など啓開日数を短縮するための対策を実施する。

また、道路整備では日数を短縮することが困難な拠点におけるヘリコプターの活用などについても検討する。

第2 広域の防災拠点

高知県道路啓開計画で定める広域の防災拠点は以下のとおり。

- 1 伊野合同庁舎
- 2 仁淀病院
- 3 森木病院

第3 地域の防災拠点

高知県道路啓開計画で定める地域の防災拠点は、町が選定する第1次防災拠点及び第2次防災拠点とする。

第8節 避難対策

（一般対策編 第2編：災害予防計画－第3章：人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策－第6節：避難計画及び第7節：避難体制の整備を準用）

町は、地震発生後の火災や二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を推進するとともに、避難経路や避難場所、また、避難場所と避難所の違いなどについて、広報紙や防災マップなどにより、周知徹底に努めることとする。

また、町は、高齢者・障害者その他の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織などの協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備を進めることとする。

第1 一時的な避難

1 避難路・避難場所

町は、指定された避難所への避難が難しい場合を想定し、避難の原因に応じた一時的な避難場所及び避難経路を、町民とともに地域で選定する。

- (1) 一時的な避難についても、誘導案内や避難場所表示などの標識を整備
- (2) 広報誌や防災マップなどにより、一時的な避難場所や経路などの周知を徹底
- 2 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断などについて、あらかじめルールを定めるよう促すこととする。
- 3 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、幼稚園、認定こども園等の施設との連絡及び連携体制の構築に努めるものとする。

第2 長期的な避難

- 1 避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設を指定
- 2 避難所の開設や運営に必要な避難所運営マニュアルの整備を推進
- 3 避難生活に必要な資機材などの整備他、必要な避難所機能を確保
- 4 避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め多様な避難場所を確保
- 5 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
- 6 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。
- 7 指定避難所の耐震化、必要な物資や資機材の整備等を図る。
- 8 要配慮者や男女のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材の整備を図る。
- 9 町民に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

第3 広域避難

いの町は、津波災害及び地盤沈下による長期浸水が想定される高知市や土佐市などから、避難者が市町村域を超えて訪れることが十分想定される。そのため、以下の項目を基本方針とする。

- 1 指定避難所として指定する際に併せて、広域一時滞在の活用を含め、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。
- 2 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に

係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3 県は、市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

第4 応急仮設住宅等

1 町は、災害時における被災者用の住居として、利用可能な公営住宅や空家などの整備、確保、把握に努める。

2 県及び町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び供給体制を整備する。

3 町は災害に対する安全性に配慮し、応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に努める。

4 町は、教育の早期復旧を鑑みて、原則的に学校敷地を応急仮設住宅の用地等としては使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第5 すこやかセンター伊野の機能

(一般対策編 第2編：災害予防計画－第3章：人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策－第6節：避難計画－第6：すこやかセンター伊野の機能を準用)

第9節 防災活動体制の整備

地震発生時の初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図る。

第1 初動体制の整備

1 参集基準

参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図る。

2 訓練の実施

実践的な初動体制確立の訓練を実施する。

第2 防災関係機関相互の連携体制の整備

地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日ごろから連携した取り組みを実施する。

第3 広域的な応援体制の整備

人的な応援・受援体制の整備とともに、備蓄する食料や資機材などの広域的な調達体制を整備することとする。

第4 民間事業者との連携体制の整備

民間事業者と協定締結等を進め、支援物資の管理や輸送等の協力体制を構築し、迅速な災害応急対策が行えるように努めることとする。

(締結済支援協定については資料編を参照)

第5 複合災害への備え

町及び防災関係機関は、同時又は連続して2以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（例えば、地震及び津波に加え、豪雨災害等が発生した場合など）が発生した場合を想定した体制の確保に努める。

第10節 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図る。

第1 飲料水・食糧等の確保（一般対策編 第2編：災害予防計画―第5章：災害応急対策・復旧対策への備え―第5節：緊急物資確保計画を準用）

- 1 3日分以上の飲料水、食料の個人備蓄を推進する。
- 2 指定避難所への飲料水、食料等の必要物資の備蓄を進めるとともに、指定避難所での井戸水の活用等の自活対策も整備推進する。
- 3 民間事業者との協定締結等を進め、緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図る。
（締結済支援協定については資料編を参照）
- 4 県は、県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資について備蓄に努める。
- 5 交通途絶を想定し、分散備蓄を推進する。
- 6 要配慮者の特性に配慮した備蓄を推進する。

第2 消毒、保健衛生体制の整備（一般対策編 第2編：災害予防計画―第5章：災害応急対策・復旧対策への備え―第6節：消毒・保健衛生体制の整備を準用）

- 1 災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ定める。
- 2 薬剤や資機材の調達方法についてあらかじめ定めておく。
- 3 災害時に発生する廃棄物（し尿、生活系ごみ、がれき等）に対して、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定める。

第3 災害時医療対策（一般対策編 第2編：災害予防計画―第5章：災害応急対策・復旧対策への備え―第3節：災害時医療対策を準用）

いの町災害時医療救護計画及び高知県災害時医療救護計画に基づいた医療救護活動が実施できるよう研修会や防災訓練の実施、資機材の整備等を進める。

- 1 災害時医療救護体制の整備
 - (1) 大規模災害時に、いの町災害時医療救護計画が実効あるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施するとともに、不断の見直しを行い、常に内容に検討を加えるものとする。
 - (2) 町は次の事項を実施することとする。
 - ア 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害時医療救護計画を策定・見直すものとする。
 - イ 医療救護所として仁淀病院（駐車場）を、救護病院として仁淀病院及びさくら病院を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
 - ウ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
 - エ 医療救護所及び救護病院を設置する場所を、平時から町民に周知する。
 - オ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。
 - カ 高知県災害時医療救護計画及びいの町災害時医療救護計画について関係者に周知する。
- 2 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備
 - (1) 町及び県は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。
 - (2) 医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。

(3) 高知県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保体制を整備する。

3 通信体制及び輸送体制の整備

(1) 町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。

(2) 町、県及び関係機関は、保有する機動力を効率的に活用する。

(3) 医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

4 救急医療・広域災害情報システムの整備及び活用

(1) 町、県及び医療機関は、救急医療・広域災害情報システムの整備に努める。

(2) 町、県及び医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

(3) 県は、必要に応じて、県内の災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請するとともに厚生労働省が設置するDMAT事務局に対し県外からのDMATの派遣を要請する。

第11節 要配慮者への対策等

（一般対策編 第2編：災害予防計画－第2章：地域防災力の育成－第6節：要配慮者対策を準用）

町は、地震発生時に身を守るために配慮が必要な方々への対策を進める。

対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者や避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第12節 各種データの整備保存

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、各種データの整備保存に努めるものとする。

第1 各種データの整備保存

戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

第3編 地震応急対策計画（応急対策、動員計画）

第1章 災害時応急活動

第1節 趣旨

本編では、地震発生時の活動体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。
実施する項目については、マニュアル等に基づき、毎年、必ず訓練などにより検証を行うものとする。

重 要 事 項

（平常時）

- 1 非常時における各自の役割の周知
- 2 配備基準に従った各課配備者の決定

（発災後）

3 配備基準

- ・震度3、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意） ⇒ 準備配備
- ・震度4、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） ⇒ 第1配備（災害対策本部及び災害対策支部の設置）
- ・震度5弱以上 ⇒ 第2配備 全職員

- 4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 本庁舎
- 5 災害対策支部の設置場所 ⇒ 各総合支所

6 災害対策本部長（町長）の代理者の順位

- 第1位 副町長（副本部長）
- 第2位 総務課長

7 初動体制

- (1) 勤務時間内に地震発生の場合は、配備基準に従い体制を構築
- (2) 勤務時間外に震度5弱以上の地震発生の場合は、動員の命令を待たず、全職員が自主的に参集（参集場所は災害対策本部とするが、困難な場合は支部に参集）
- (3) 家族の安全を確保した上で、参集することとし、被害調査、避難誘導、警戒、救出などに従事
- (4) 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務の優先順位を決定して実施

第2節 活動体制の確立

【担当；総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）】

町及び防災関係機関は、効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

町は、災害が発生した場合及び災害の発生するおそれがある場合、各機関があらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、迅速な初動の活動体制を整える。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編－第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第2節；活動体制の確立に準ずる。

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準及び動員体制

設置基準は下表のとおりとし、配備基準のいずれか一つに該当する場合に配備を行うものとする。

区分	配備基準（いずれかに該当）	配備内容	動員体制
(注意体制) 準備配備	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 （南海トラフの想定震源域またはその周辺でマグニチュード6.8以上7.0未満の地震が発生した場合）	・情報連絡活動を行うと共に、準備配備の継続が行える注意体制	・総務課危機管理室
	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 （南海トラフの想定震源域またはその周辺でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合）	・情報連絡活動を行うと共に、準備配備の継続及び第1配備に移行できる注意体制	・総務課危機管理室 ・吾北総合支所防災係 ・本川総合支所防災係
	1 町内で震度3の地震を観測した場合 2 これに準ずると町長が判断した場合	・災害情報の収集及び伝達活動を行うと共に、速やかに第1配備に移行できる注意体制	・総務課危機管理室 ・吾北総合支所防災係 ・本川総合支所防災係
	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	・情報連絡活動を行うと共に、準備配備の継続及び第1配備に移行できる注意体制	・総務課長及び総務課危機管理室 ・各総合支所防災担当課 ・関係各課の職員（あらかじめ指定された職員）

(厳重警戒体制) 第1配備	1 町内で震度4の地震を観測した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 3 これに準ずると町長が判断した場合	・災害対策本部及び災害対策支部の設置 ・情報連絡活動及び災害に対する警戒体制をとると共に、災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2配備に移行できる体制とする。	・災害対策本部、支部における部長以上の者 ・関係各部の部員（あらかじめ指定された職員） ・消防団本部
(緊急非常体制) 第2配備	1 町内で震度5弱以上の地震を観測した場合 2 これに準ずると町長が判断したとき	・自動的災害対策本部及び支部設置 ・直ちに全活動を行うことができる体制とする。	・各部・班の全員（全職員） ・消防団全団員

2 災害対策本部設置の決定

災害対策本部は、総務課長の集約した地震情報・被害情報などの報告をもとに、町長が状況判断をし、必要と認めたとき、災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部を設置する。

3 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部は、地震災害が発生し、災害対策本部を設置した後、地勢・被害状況などを考慮して、必要であると判断される場合、被災地に本部事務の一部を補佐するために、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織及び配備者は、災害対策本部長（町長（又は代理者））が指示する。

第2 初動体制

1 勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制

勤務時間内に地震が発生した場合、町は、直ちに準備配備、第1配備、第2配備の基準に従い動員を行う。

地震発生時に町長が不在の場合は、町長代理者の順位に従って災害対策の指揮を行う。

2 勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（南海トラフの想定震源域またはその周辺でマグニチュード6.8以上7.0未満の地震が発生した場合）が発表された場合
総務課危機管理室は、本庁に参集すること。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（南海トラフの想定震源域またはその周辺でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合）が発表された場合
総務課危機管理室及び各総合支所防災係は、本庁又は各総合支所に参集すること。

(3) 震度3の地震が発生した場合
総務課危機管理室及び各総合支所防災係は、本庁又は各総合支所に参集すること。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
総務課長及び総務課危機管理室、各総合支所防災担当課、関係各課の職員（あらかじめ指定された職員）は、本庁又は各総合支所に参集すること。

- (5) 震度4の地震が発生及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
災害対策本部及び支部を設置し、部長以上の者、関係各部の部員（あらかじめ指定された職員）は、本庁又は各総合支所に参集すること。消防団本部員は、消防団本部によりあらかじめ指定された場所に参集すること。
- (6) 震度5弱以上の地震が発生したとき
全職員及び全消防団員は自主的に参集するものとする。
職員はいの町防災・行政アプリで参集可否確認を行い、消防団員はアプリ及びサイレン吹鳴により招集するものとする。

■ 震度5弱以上の地震が発生したときの職員の初動の流れ

1	緊急地震速報、揺れ	緊急地震速報が発表され、知覚した場合は、周囲に声をかけながら自らの命を守ることを最優先とする。
2	揺れのおさまった後	状況に応じて、家族の安否確認、避難路の確保、火の始末等を行うこと
3	参集	(1)動員命令を待つことなく、家族の安全を確保した上で、直ちに参集の準備にとりかかる。 (2)近隣の被災状況を把握し、まず人命救助・火災鎮圧へ協力する。 (3)出発する際、ブレーカー遮断を近隣に呼びかけて、その後あらかじめ指定された場所（所属勤務先など）へ参集する。 (4)すぐに参集することが困難な場合は、可能な限り速やかに所属長に連絡する。
4	参集場所	(1)全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。 (2)各施設など外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。 (3)被災状況により、所属勤務先へ参集できない職員は、本庁、各総合支所、すこやかセンター伊野に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。 (4)役場機関に参集できない場合は、近隣の避難所で情報把握及び避難所運営に協力する。
5	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
6	被害状況の報告	(1)職員は収集した情報を所属長に報告する。 (2)各部長は被害状況を総務部に集約する。
7	緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる（※1）。
8	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※1 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 災害対策本部の設置
- 2 被害状況の概略調査

- 3 地震に関する情報などの調査
- 4 関係機関などへの情報伝達
- 5 防災行政無線などの情報伝達手段による住民への情報伝達
- 6 避難所の開設
- 7 安全な避難場所への誘導
- 8 広域応援要請の検討
- 9 支援物資調達準備計画の策定
- 10 防災用資機材の調達・手配

第3節 情報の収集・伝達

【担当；各部共通】

町及び防災関係機関は、応急活動における情報の収集は、目的を明確にし、実施することとする。また、収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化にも心懸けることとする。

第1 地震に関する情報

気象庁からの地震に関する情報は以下のとおり。

1 緊急地震速報

緊急地震速報とは、気象庁が平成19年10月1日から一般に向けて提供している地震動の予報・警報である。地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し、震源や地震の規模（マグニチュード）を推定して発表されるものである。

(1) 緊急地震速報（警報）を発表する条件

地震波が2点以上の観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合

(2) 緊急地震速報（警報）の内容

ア 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

イ 強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

(3) 情報伝達手段

緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話への緊急速報メール・エリアメール、テレビ・ラジオ（視聴時）などで伝達される。

2 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻を知らせる。

(1) 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

(2) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

(3) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

(4) 情報伝達手段

震度速報は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、いの町防災・行政アプリ、テレビ・ラジオなどで伝達される。

(5) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合には震度1以上を観測した地震回数情報などを発表する。

(6) 推計震度分布図

観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

3 津波警報（大津波警報）

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表することとなっている。

しかし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えることとなっている。

いの町では、最大規模の地震が発生した場合、八田堰の手前の新宇治川放水路はけ口まで、津波河川遡上が想定されているため、いの町域に影響があるとの判断で、いの町にも津波警報（大津波警報）の緊急速報メール（エリアメール）が配信されることとなっている。

第2 情報の収集・伝達

重 要 事 項
1 平常時、各防災関係機関との連絡方法の整備を行う。 2 発災後、直ちに次の被害状況の把握に努める ①人的被害、②住家被害、③火災の発生、④避難の状況 ⑤道路、橋梁の損壊及び通行の可否、⑥ライフラインの被災状況 3 被害調査は職員及び消防団員が参集途上において実施 4 被害報告 各部での情報の整理 ⇒ 不足する場合詳細調査及び整理 ⇒ 総務部で取りまとめ ⇒ 高知県等関係機関に報告 ※大規模災害発生時は、情報が錯綜するため、落ち着いて確実な状況把握を心がけること ※重要と思われる情報については、随時総務部に報告すること

第3 地震発生後の情報収集

町は災害が発生した場合に、速やかに所掌の情報を収集把握し、災害応急対策方針を決定するとともに、県に報告する。

なお、本編に定めのない事項については、一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第4節；情報の収集・伝達に準ずる。

1 被災状況などの情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されるため、当初は、自主防災組織や消防団などの組織とも連携して、人命に関わる情報を最優先に収集し、情報の精度を高め、順次、状況を県に報告する。

2 被災状況などの把握

町は、必要に応じて、通信施設、樋門などの水防施設、公共施設など、特に防災活動の拠点となる公共施設他、避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視などを実施し、当該施設の被災状況などの把握に努める。

第4 活動状況の公表

町は、高知県と応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。

第5 県への報告

町は、震度4以上を記録した場合は、被害状況の第1報を高知県に対して、また、震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く報告するものとする。

第6 関係機関からの情報収集

町は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

■ 防災関係機関などとの連絡方法

いの町 ↔ 高知県	電話、高知県防災行政無線、衛星携帯電話
いの町 ↔ 土佐警察署	電話
いの町 ↔ 仁淀消防組合	電話、高知県防災行政無線、消防無線、トランシーバー
いの町 ↔ 消防団	電話、防災行政無線、消防無線、メール
いの町 ↔ 住民	電話、防災行政無線、メール
いの町 ↔ 四国地方整備局	電話、メール
仁淀消防組合 ↔ 消防団	電話、消防無線

第7 被害規模の把握のための活動

町は、災害発生後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容されている負傷者の状況、119番通報の状況など被害の規模を推定するための関連情報の収集に積極的に当たる。

1 発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は、各配備要員が参集途上において行う。従って、震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、全職員が役場への参集途上において行う。

2 収集すべき被害情報

(1) 災害発生直後

1	人命における危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋など建物の倒壊状況
3	火災などの二次災害の発生状況及び危険性
4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	住民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気・水道・電話などライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

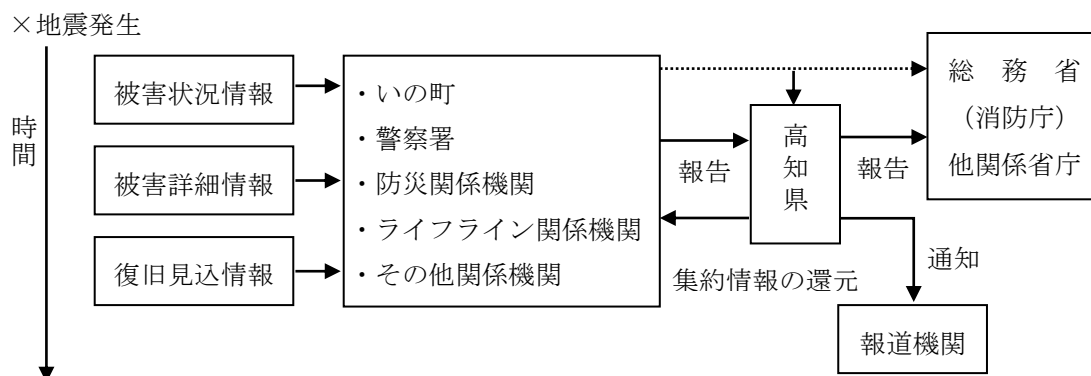
(2) その後の段階

1	被害状況
2	避難指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食糧・飲料水・生活必需物資などの供給状況
6	電気・水道・電話などライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

第8 被害調査の報告及び追加措置

前記第5により収集された情報は、各調査項目ごとに担当部が取りまとめ、災対本部総務部危機管理班（本部設置前は総務課危機管理室）が県に報告を行う。

■ 被災状況等収集伝達計画応急対策フロー



（注）1 国（総務省消防庁）への報告には、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣への報告及び消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく消防庁長官への報告があり、両者は一体的に行う。

2 通信途絶などにより、いの町から高知県に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に直接報告が行われるほか、119番通報が殺到した場合などには、町から県に加えて直接国（総務省消防庁）にも報告が行われる。

なお、県との連絡が回復した後の報告は、原則に戻って県に行う。

第4節 通信連絡

【担当；総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）、消防本部等、警察署】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第5節；通信連絡を準用）

地震発生後、通信施設の管理者は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととする。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとする。

第5節 応援要請

【担当；総務部（本部及び各支部）、消防本部等、警察署】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第6節；応援要請を準用）

町は、自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、他の防災関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心懸けることとする。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

第6節 広報活動

【担当；総務部（本部）】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第7節；広報活動を準用）

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

特に、被災者に対しては、こうした情報をきめ細かく伝達することとする。

第7節 避難活動等

【総務部（本部及び各支部）、ほけん福祉部、教育部、消防部（本部及び各支部）、消防本部等、警察署】

第1 計画の方針

避難活動は、地震発生後の火災や、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

町は、住民の安全確保を図り、災害の拡大を防止するために、必要に応じて避難指示を行い、避難誘導を行う。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災災害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において、避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害権限対策等に取り組むものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第9節；避難活動等の定めるところによる。

第2 避難指示等の発令基準

地震による避難指示の発令基準は以下のとおりとする。

- (1) 高知県中部で震度5弱以上を観測する大地震が発生した場合。
- (2) 高知県に津波警報、又は大津波警報が発令された場合。
- (3) 震度4以下であっても、100秒以上のゆっくりとした揺れを観測した場合。
- (4) その他、災害が発生するおそれがあり、特に必要と認める場合。

第3 避難対策等

- 1 町は、避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関して、あらかじめ以下の事項について準備する。

- (1) 応急危険度判定士の派遣に係る訓練及び実施体制の確認
- (2) 避難所との相互通信の確保
 - ア 災害時優先電話
 - イ 衛星携帯電話
 - ウ 移動系無線設備
 - エ 消防無線

- (3) 避難者リストについては以下の事項を記入することとする。
- ア 避難者、在宅避難者、帰宅困難者の別
 - イ 住所
 - ウ 氏名
 - エ 年齢
 - オ 性別
 - カ 連絡先
 - キ 住宅の被災状況
 - ク 特記事項（障害や持病、会場の必要性の有無及び必要な配慮等）
- 2 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに必要な応じて職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成するものとする。
- 3 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定められた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとする。
- 4 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - (2) 地震が発生した場合、町は避難行動要支援者を収容する施設のうち、町が管理する施設については、収容者等に対して、必要な救護を行うものとする。
- 5 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は以下のとおりとする。
- (1) 外国人、出張者等の特性
 - ア 様々な地域から来ているため、災害の経験や知識についてばらつきがある。
 - イ 外国人については日本で発生する災害の基本的知識や避難行動について、日本人が通常は持つ知識を有していないことを前提に対応を考える必要がある。
 - ウ 土地勘がないため、いざというときの避難などの円滑な行動が容易ではない。
 - エ 外国人については、日本語が十分には理解できない方、話すことができない方々が多い。そのため、災害時の最新情報の入手や日本語によるコミュニケーションが困難となる。
 - オ 外国人については、文化の違いから集団行動にも慣れ親しんでいない場合があり、災害時の行動においてトラブルに発展する可能性がある。
 - (2) 避難誘導等実施体制
 - ア 避難計画を作成する際は、自主防災組織と消防団が連携して、上記(1)に掲げる外国人、出張者等に対する特性を踏まえることに留意する。
 - イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保することとする。
 - ウ 地図付の情報を提示する。
- 6 警戒区域の設定
- 町長は、災害が発生した場合において、特に必要があると認めるとき、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定する。
- 7 避難場所の周知
- 避難場所については、住民などに見えやすい場所に位置及び避難経路を図示した標識の設置を

図るものとする。

8 避難所における救護上の留意事項

(1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護内容は次のとおり

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し、県及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

9 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

大規模地震が発生した場合は、施設の安全性を確認の上、施設管理者と協議し、避難所を開設する。

(2) 避難所運営の基本的考え方

大規模な災害が発生した場合、町職員を全ての避難所に配備することは現実的ではない。そのため、大規模な避難所以外の避難所の運営については基本的に住民主体で行うものとし、町職員は、巡回や避難所との通信等により、避難所の開設状況（開設日時・場所・収容人員等）などの実態把握に努め、災害対策本部との連絡を密にするものとする。

また、避難所運営マニュアルを施設管理者、地区代表者、消防団、町担当課で協議しながら、避難所ごとに作成することとする。

(3) 避難所運営マニュアルの整備

避難所運営については、次の事項などを内容とするマニュアルの策定を図り、その内容に従って実施する。

- ア 避難所の開設・管理責任者及び運営体制
- イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（応急危険度判定）
- ウ 災害対策本部への報告、食糧・毛布などの備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ その他開設責任者の業務
- オ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理など日常生活上のルール、プライバシーの保護など）
- カ 本部との連絡方法の確保
- キ 収集すべき避難者などの情報、収集・報告様式
- ク その他必要事項

第8節 災害拡大防止活動

【担当；総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）、消防本部等】

本節に示す一般的な事項は、一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第10節；災害拡大防止活動の定めによる。

なお、地震が原因で発生する火災等に対しては、次のとおり対策を実施する。

第1 初期消火体制の確立

- 1 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水・バケツ・消火器などを整備し、住民と連携した初期消火体制を確立する。
- 2 交通障害などにより消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬小型動力ポンプなどの整備を進める

第2 消防水利の整備

- 1 危険地域、住宅密集地などにおける消火栓、防火水槽の効果的な整備による地震発生時の水利を確保
- 2 河川、池などの自然水も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立案。
- 3 消防団員は平時から水利部署を検討しておくこと

第3 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動が、「人命救助活動」の妨げとなる場合は規制を講ずる。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施するように努める。

- 1 住民・自主防災組織・消防団などは、地域の救助活動を実施
- 2 町・県・警察は、住民・自主防災組織などと協力して救助活動を実施

第4 被災建築物応急危険度判定

- 1 町は大地震等により、建築物が大規模かつ広範囲に被災し、被災建築物応急危険度判定を要すると認めたときは、被災建築物応急危険度判定の実施を決定する。
- 2 県は、町から支援要請を受けた場合は、応急危険度判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

第5 被災宅地危険度判定

- 1 町は大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地危険度判定を要すると認めたときは、被災宅地危険度判定の実施を決定する。
- 2 県は、町から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

第9節 緊急輸送活動

【担当；総務部（本部及び各支部）、道路管理者、警察署】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第11節；緊急輸送活動を準用する。）

応急活動を効率的に実施するために、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む

第10節 交通確保対策

【担当；総務部（本部及び各支部）、道路管理者、警察署】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第12節；交通確保対策を準用する。）

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行う。

第11節 社会秩序維持活動

【担当；警察署、消防部（本部及び各支部）】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第13節；社会秩序維持活動を準用する。）

土佐警察署は、地震発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。町は、高知県警察本部と協力し、災害警備を推進する。

第12節 地域への救援活動

担当事務	担当部署
1 飲料水の調達、供給活動	上下水道部、産業建設部（各支部）
2 食糧の調達、供給活動	総務部（本部及び各支部）
3 生活必需品等の調達、供給活動	総務部（本部及び各支部）
4 医療（助産）救護	ほけん福祉部
5 消毒・保健衛生	ほけん福祉部、環境部
6 災害廃棄物処理	環境部
7 遺体の搜索、遺体の埋火葬計画	総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）、環境部
8 被害を受けた家庭動物の保護及び管理	環境部
9 応急仮設住宅等	土木部

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第14節；地域への救援活動を準用する。）

町は、被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置することとする。

また、局地的な災害と異なり、南海トラフ地震が発生した場合は、ライフラインの復旧及び救援物資の到着などが、大幅に遅延することが想定されるため、平常時から発災後3日分の水・食糧等の個人備蓄の広報を実施する。

なお、保健衛生活動については、「いの町南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき実施する。

第13節 関係者との連携協力の確保

【担当；総務部（本部）】

町及び防災関係機関は、応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行う。また、状況に応じて他機関に対して応援要請を行う。

第1 資機材、人材等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材等（以降「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくこととする。

(2) 町は、県に対し、物資等の確保状況を把握し、物資等の供給を要請する。

また、県が必要上やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置を講ずる。

2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 町及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、いの町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成することとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 町が、災害応急対策の実施のため、必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編に記載する一覧のとおり。

2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

1 町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅等の検討を進めるものとする。

2 町中心部において、帰宅困難者が大量に発生する事が予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討をすることとする。

第14節 ライフライン等施設の応急対策

【担当；土木部（本部）、上下水道部（本部）、産業土木部（各支部）、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、一般社団法人高知県LPガス協会、西日本電信電話株式会社】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第15節；ライフライン等施設の応急対策を準用する。）

関係機関は、電気、ガス、電話、上下水道、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施することとする。

第15節 教育対策

【担当；教育部（本部及び各支部）】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第16節；教育対策を準用する。）

地震発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施する。

第16節 労務の提供

【担当；総務部（本部及び各支部）、ほけん福祉部、産業部（本部）】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第17節；労務の提供を準用する。）

町は災害応急対を実施するに当たるための人員の確保を行う。

第17節 要配慮者対策

【担当；総務部（本部及び各支部）、ほけん福祉部】

災害発生時において、要配慮者への十分な配慮及び対策を行う。

本節に示す一般的な事項は、一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第18節；要配慮者対策の定めによる。

第1 実施内容

- 1 町は、発生時に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- 2 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への供与に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。
- 3 災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、児童福祉施設設置者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討するものとする。

第18節 災害応急金融対策

【担当；金融機関】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第19節；災害応急金融対策を準用する。）

金融機関等は密接な連携を取りながら、円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第19節 災害応急融資

【担当；ほけん福祉部（本部）、産業部（本部）、産業土木部（各支部）】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第20節；災害応急融資を準用する。）

金融機関等は、地震災害により被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行うものとする。

第20節 二次災害の防止

【担当；土木部（本部）、産業部（本部）、産業土木部（各支部）】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第21節；二次災害の防止を準用する。）

町は、余震や降雨等による二次災害の防災活動を実施するものとする。

1 水害・土砂災害

余震・降雨などによる二次災害の発生危険箇所を調査の上、発見の場合は直ちに措置

2 建築物の倒壊

県と連携し応急危険度判定士による応急危険度判定を実施

第21節 自発的支援の受け入れ

【担当；総務部（本部及び各支部）、出納部、ほけん福祉部、社会福祉協議会】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第1章；災害時応急活動－第22節；自発的支援の受け入れを準用する。）

町、県及び関係団体は、ボランティアや義援金等の自発的な支援を積極的に受け入れることとする。

1 義援金品の受付

2 収支を記入するための帳簿整理

3 災害ボランティアセンターの活動支援

第2章 自衛隊の災害派遣

町は、人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行うものとする。

本章に示す定めのない事項は、一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊災害派遣の定めによる。

第1節 災害派遣要請ができる範囲

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣－第2節；災害派遣ができる範囲を準用する。）

地震災害により、人命や財産保護のために必要な応急対策、又は災害復旧の実施に急を要し、かつ、町において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、町長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、町長は要請ができない場合は、災害派遣を要する旨と本町の災害の状況を自衛隊に通知するものとし、その際、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 災害派遣要請の手続

【担当；町長（災害対策本部長）、総務部（本部）】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣－第3節；災害派遣の手続きを準用する。）

第3節 派遣部隊の受け入れ体制

【担当；総務部（本部及び各支部）】

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣－第4節；派遣部隊の受け入れ体制を準用する。）

町長は、県知事から災害派遣の通知を受けたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など、受け入れ体制に万全を期する。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

（一般対策編 第3編；災害応急対策－第2章；自衛隊の災害派遣－第5節；派遣部隊の業務及び撤収等を準用する。）

第4編 災害復旧・復興対策

（一般対策編 第4編；災害復旧・復興対策を準用する。）

町は、必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定めることとし、復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県、国との連携）を行うこととする。

復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮することとする。

特に、都市計画区域内においては、高知県震災復興都市計画指針を踏まえ、事前復興計画づくりに努めることとする。

また、発災後の被災建築物等の概況調査、復興地区区分の検討、第一次建築制限区域（案）の申出などの一連の行政手続きを円滑に進めることができるよう、定期的に模擬訓練などを行うこととする。

第5編 重点的な取り組み

第1章 重点的な取り組みの趣旨

これからの南海トラフ地震対策を進めるにあたっては、強い揺れから命を守る対策を最優先にすることとする。

まず、第1期（3ヶ年程度）として、予防、緊急応急対策に力点を置いた、地震直後の強い揺れから「いのち」を守る取り組みを進める。

また、公助としての取り組みを全力で進めるとともに、自助、共助の取り組みの後押しも強化することとする。

以上を踏まえ、次の3つの対策を重点的に推進することとする。

- 命を守る対策
- 命をつなぐ対策
- 震災に強い人・地域づくり対策

第2章 命を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス・食器棚などの家具の転倒から身を守るための取り組みを進める。

また、情報伝達手段の整備、避難経路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

第1節 強い揺れから身を守る対策

第1 建物の倒壊から身を守るための取り組み

- 1 町及び県は、個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- 2 町は、公共建築物の耐震化について計画的に進める。
- 3 町及び県は、民間建築物の耐震化の促進を図る。
- 4 町及び県は、耐震化のさらなる促進に向け部分的な耐震対策を進める。

第2 家具等の転倒から身を守るための取り組み

- 1 町及び県は、個人住宅における家具等の転倒防止策の普及啓発を進める。
- 2 町は公共建築物の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

第3 揺れを感じたときの行動を身に付けるための取り組み

- 1 町及び県は、身を守る行動指針を定め、普及啓発に努める。
- 2 町及び県は、家庭での防災用品や非常食料等の備えを推進する。
- 3 町及び県は、地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

第4 火災による被害をおさえる

- 1 町は、密集住宅市街地の改善を進める。
- 2 町は、大規模火災発生のおそれが高い地域に対して安全な避難方法を検討する。
- 3 町は、出火防止のため感震ブレーカー等の普及啓発に努める。

第3章 命をつなぐ対策

町は、地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進めることとする。

第1節 応急対策活動体制等の整備

第1 図上訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。

第2 医療救護活動の体制整備

町、県及び医療関係機関は、地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進めることとする。

第3 緊急輸送道路の災害対策

町、県及び国は、緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進めることとする。

第2節 広域避難体制等の整備

第1 町は県と協力して、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めることとする。また、県内の中央圏域における避難については、中央圏域広域避難計画に基づき行う。

第2 県は、市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

第3節 避難所等の整備

第1 避難所整備

町は、指定避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進めることとする。

また、避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図り、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進めることとする。

第4章 震災に強い人・地域づくり対策

町及び防災関係機関は、これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震及び津波に対する正しい知識と行動力を身に付けるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等が共に取り組むことにより、町全体の防災力の向上を図ることとする。

そのため町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

また、公共施設は、平常時から防災の視点を盛り込んだ整備を図ることとする。

第1節 学校及び地域での防災教育

- 1 町及び県は、教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進する。
- 2 町及び県は学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。

第2節 町民への防災教育

町は防災関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、揺れに対する意識の啓発など、町民への防災教育を実施するものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら実践的な教育を行うものとする。

第1 防災教育で伝える必要のある項目

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 テレビ・ラジオ、防災行政無線等、正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第2 啓発の方法

- 1 啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の作成及び県内全戸への配布（県、町）

- 2 地域における防災学習会や訓練の開催
- 3 南海トラフ地震情報コーナーの設置
- 4 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを活用した啓発

第3節 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う者とする。防災教育の内容は以下のとおり。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第4節 防災エキスパートの養成

- 1 自主防災活動を担う人材の育成
- 2 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進
- 3 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士の養成
- 4 被災後のボランティア活動を担う社会福祉協議会やNPO等の中核となる人材の育成や資質向上への支援

第5節 防災の視点に立った公共施設の整備

- 1 地震防災緊急事業五箇年計画（第1編第5章を準用）に基づき、各種の施設整備を推進
- 2 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備

第6節 技術的及び財政的支援

- 1 県は、計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供等について、町や地域の取り組みに対して支援を行う
- 2 町は、地震防災対策について、県・国に対して技術的及び財政的な支援を要請
- 3 町は、地震及び津波観測体制の強化及び空白地帯の解消を要請

平成 27 年 3 月	地震対策編作成
平成 28 年 2 月	地震対策編修正
平成 29 年 2 月	地震対策編修正
平成 30 年 3 月	地震対策編修正
平成 31 年 3 月	地震対策編修正
令和 2 年 5 月	地震対策編修正
令和 3 年 3 月	地震対策編修正
令和 5 年 3 月	地震対策編修正
令和 6 年 2 月	地震対策編修正

いの町地域防災計画（地震対策編）

－令和 7 年 3 月－

いの町防災会議

事務局 いの町総務課危機管理室

〒781-2192 高知県吾川郡いの町 1700 番地 1

T E L 088-893-1113
